

## 無線設備規則第65条第1項の区別について

通信施設以外の設備については、妨害波電圧等の許容値を定めた無線設備規則第65条第1項各号により分類されています。

同規則では、10kHz以上400GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させる装置を各号において以下の表のように分類しています。また、妨害波電圧等の許容値も各号において規定しています。

添付書類の(16)を記載するにあたっては、表を参考にして、申請する設備が該当する規則の号を記載してください。

規則の号	設備の種別	目的・使用施設	試験場所	定格入力電力
第一号	当該設備※1	住宅用※2	試験場※3	
第二号	当該設備以外	住宅用	試験場	
第三号	当該設備	住宅用以外	試験場	
第四号	当該設備以外	住宅用以外	試験場	
第五号	当該設備	住宅用以外	設置場所	
第六号	当該設備以外	住宅用以外	設置場所	20KVA 超える
第七号	当該設備以外	住宅用以外	設置場所	20KVA 以下

※1 当該設備とは

高周波エネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備

※2 住宅用とは

家庭用の施設または住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用するもの

※3 試験場所とは

同規則第65条第1項第三号～第七号までは、「試験場（または設置場所）において試験を行うもの」と規定しています。これは、その設備の妨害波電圧等を測定したりする試験をどこで行うかという意味です。

### <具体的な装置の分類の例>

○第一号装置

家庭用誘導加熱調理器、家庭用電子レンジなど

○第三号または第五号装置

・一般の装置

マイクロ波給電UV照射機器、マイクロ波照明機器、工業用誘導加熱装置、誘電加熱装置、工業用マイクロ波加熱装置、医療用電気装置、電気溶接装置、放電加工装置、教育訓

練のための実演模型、非接触型充電装置

・その他の装置

金属溶解、ビレット加熱、素子加熱、溶接及び蝋付け、アーク溶接、アークスタッド抵抗溶接、スポット溶接、管溶接、木材溶接、プラスチック溶接、プラスチック予熱、食品加工、ビスケット焼き、食品解凍、紙乾燥、繊維処理、接着、材料予熱、超短波治療装置、マイクロ波治療装置、磁気共振造影（MRI）、医療用高周波雑菌装置、高周波外科装置、結晶精製装置、高電圧テスラトランス・ベルト発生器などの実演模型、工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置、工業用超音波機器

○第二号、第四号、第六号、第七号装置

・一般の装置

試験装置、医療用電気装置、科学装置、半導体電力変換装置、高周波機械工具、工業プロセス測定制御装置、半導体製造装置

・その他の装置

信号発生器、測定用受信機、周波数カウンター、流量計、スペクトラムアナライザ、質量計、科学分析機器、電子顕微鏡、スイッチング電源、半導体電力変換装置、半導体整流器、インバーター、半導体AC電力コントローラー内蔵抵抗加熱装置、アーク炉、金属溶接炉、プラズマ・グロー放電ヒーター、X線診断装置、コンピューター化断層撮影装置、患者監視装置、超音波診断装置、超音波溶接装置、超音波洗浄機（工業用を除く）、定格電流が1相当たり25Aを超える半導体デバイスを内蔵する制御装置及びそれを組み込んだ装置